

安全報告書

(2025 年度版)

～輸送の安全に対する取組み～

株式会社 新和旅行
代表取締役 長谷川美由紀

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7の規定に基づき、輸送の安全を確保するために社員一丸となって取り組み、それを次の通り公表致します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 輸送の安全確保が最も重要であり根幹である
- ② (P策定・D実行・C評価・A改善)
サイクルの徹底による継続的な実施と輸送の安全性向上に努める
- ③ 輸送の安全確保に関する法令や規則を遵守する
- ④ 輸送の安全に関する取り組みと情報について積極的に公表します

2. 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況は下記の通りです。

年度 \ 目標	人身事故	有責物損事故	
令和7年度 (目標)	0件	0件以内	
令和6年度 (目標)	0件	0件以内	
令和6年度 (実績)	0件	2件	
達成状況	達成	未達成	

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、及び行政処分の公表

(1) 重大事故に関すること

令和6年度に重大事故は発生しませんでした。

(2) 行政処分

令和6年度に行政処分はありませんでした。

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

【講じた措置】（令和6年度）

- ・ 経営者、安全統括管理者による営業所巡視など安全点検の実施
- ・ 最新型アルコール検知器の導入
- ・ 運転者を対象とした睡眠時無呼吸症候群簡易検査の実施
- ・ ヒヤリハット情報の収集、及び活用
- ・ 脳ドッグの実施

【講じようとする措置】（令和7年度）

- ・ 経営者、安全統括管理者による営業所巡視など安全点検の実施
- ・ ドライバーモニターなど安全の向上を図るための装置を備えた新車の導入
- ・ 50歳以上の運転者を対象とした脳ドッグの実施
- ・ ヒヤリハット情報の収集、及び活用
- ・ 運転者を対象とした睡眠時無呼吸症候群簡易検査の実施
- ・ 外部講師による社内研修

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙1の通り

6. 輸送の安全に関する教育及び研修

【運転者】

- ・ 年間教育計画に沿った定期的な乗務員教育の実施
- ・ 新入運転者、事故惹起者、高齢運転者に対する教育の実施
- ・ 適性診断の受診、及び受診結果に伴う指導の実施
- ・ ドライブレコーダの記録、デジタルタコグラフを用いた指導の実施
- ・ 事故災害を想定した避難誘導訓練の実施
- ・ 外部講習機関（サポートエクスプレス）への派遣

【運行管理者・整備管理者・各補助者】

- ・国土交通省、自動車事故対策機構、バス協会等が主催する安全に関する講習会の受講
- ・運行管理者、整備管理者の一般講習の受講
- ・安全統括管理者、統括運行管理者等による運行管理者、整備管理者に対する教育の実施
- ・運行管理者基礎講習、整備管理者選任前講習の受講

- ・初任運転者に対して行う安全運転の指導
 - ・座学 指導監督指針の規定内容を10時間かけて実施
 - ・実技 主にスクールバスの運行経路を習得する（阿賀野市内）
 - ・阿賀野市内、五頭山麓付近
 - ・その他、新潟市内、長岡市

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果、並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

当社は、運輸安全マネジメントの実施状況を点検するため、輸送の安全に関する内部監査を年1回実施しています。

監査対象 代表取締役・安全統括管理者・本社営業所

監査結果 指摘事項はありませんでしたが、今後の取組として改善して参ります。

8. 安全管理規程

別紙2の通り

9. 安全統括管理者に係る情報

氏名 片桐絵理子

役職 役員 兼 運行理社

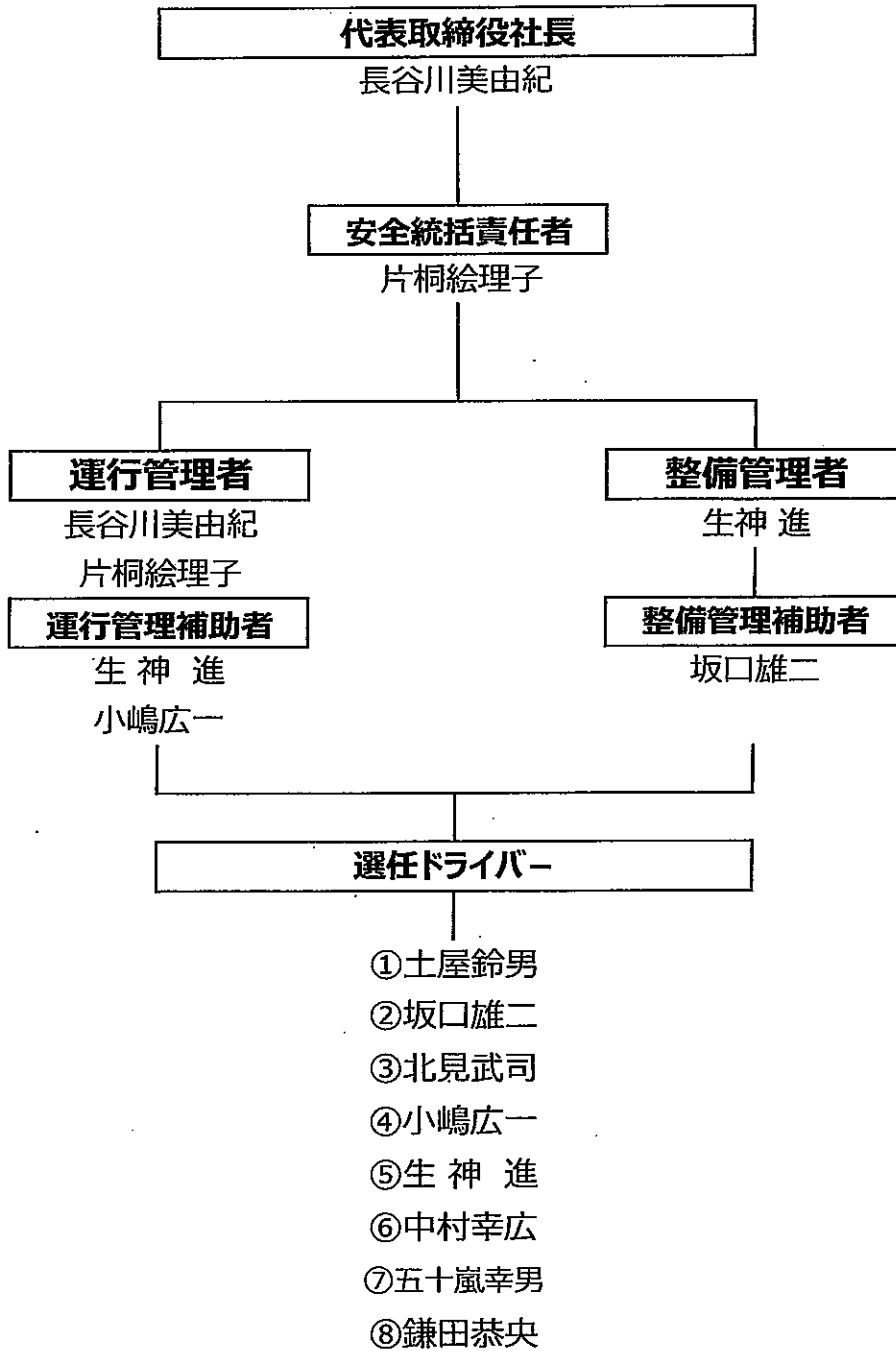
10. 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報（令和7年4月1日現在）

	本社営業所
運 転 者	10名
運行管理者	3名
整備管理者	1名

11. 事業用自動車に係る情報（令和7年4月1日現在）

	本社営業所
大型車	2台
中型車	2台
小型車	5台

組織体制図



株式会社新和旅行 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 (社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監

査を行い、経営トップに報告すること。

- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項

が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附 則

(実施の期日)

1. 本規程は、平成25年12月16日から実施する。

鎌田恭央 初任研修

【実技】 1 回目

初任実技必須時間 20時間

日時 令和7年12月19日 金曜日

乗車車両 新潟230 い358

株式会社新和旅行

指導者 生神 進

時間 14:32分~18:01分

走行時間 2時間43分

累計時間 2時間43分

(走行写真等)



2025.12.19 撮影者 片桐絵理子

鎌田恭央 初任研修

【実技】 2回目

初任実技必須時間 20時間

日時 令和7年12月20日 土曜日

乗車車両 新潟230い358

株式会社新和旅行

指導者 生神 進

時間 6:39分～13:09分

走行時間 4時間59分

累計時間 7時間42分

(走行写真等)



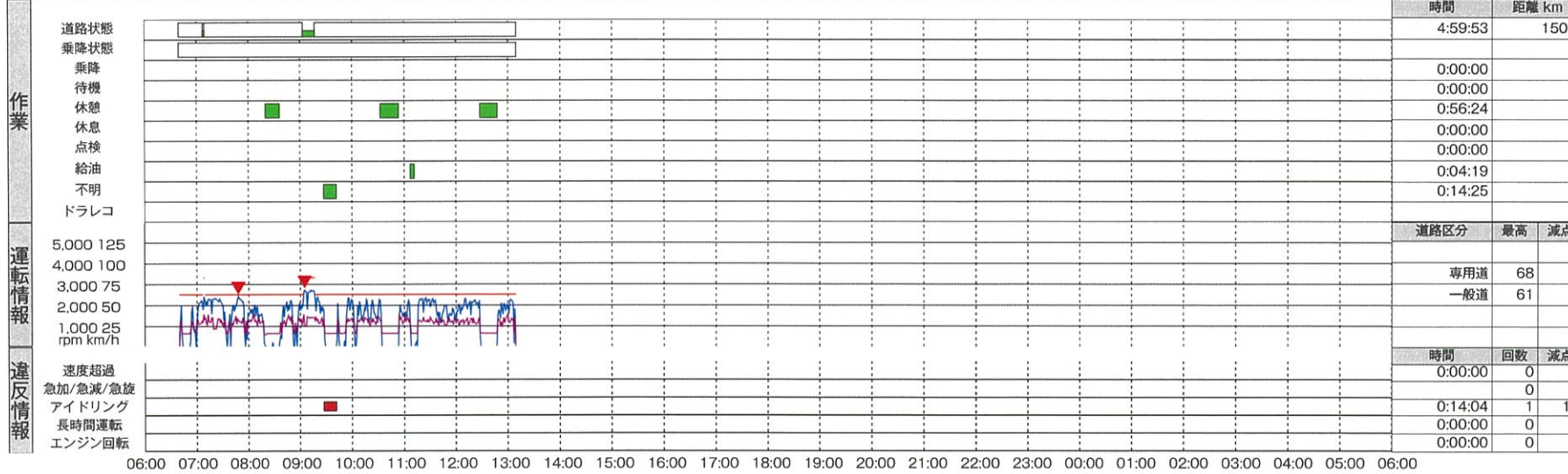
2025.12.20 撮影者 片桐絵理子

始業時刻: 出庫時刻: 2025/12/20 06:39 770713.2km
 終業時刻: (6:29) 帰庫時刻: 2025/12/20 13:09 770864.1km
 管理番号: 稼働時間: 6:29
 所属: 本社 (00000001) 待機時間: 0:00
 乗務員名: 鎌田恭央 (00000028) 実車状態: 0:00 0.0km
 同乗者名: 空車状態: 6:29 150.9km
 車両名称: 新潟230い358 (00035800) 走行状態: 4:59 150.9km

給油 (L)		オイル (L)		通行料		その他費用		運行管理者	運転者
入れ	250.00	自社		現金		駐車料			
出光		他社		ETC		旅費			
その他		その他		カード		修理費			
				その他		その他			
合計	250.00	合計		合計		合計			

項	作業	到着	出発	作業時間	場所	距離	時間	人数
1	出庫		20 06:39		新潟県阿賀野市金田町 5			
2	-	20 06:42	20 06:53	0:10	新潟県阿賀野市庄ヶ宮	0.6	0:03	
3	休憩	20 08:20	20 08:36	0:16	新潟県新潟市中央区笹口 1 丁目 2	42.1	1:27	
4	不明	20 09:27	20 09:41	0:14	新潟県阿賀野市金田町 5	27.4	0:51	
5	休憩	20 10:32	20 10:53	0:20	新潟県阿賀野市かがやき 1 2	20.1	0:51	
6	給油	20 11:07	20 11:11	0:04	新潟県阿賀野市保田	6.1	0:14	
7	休憩	20 12:27	20 12:47	0:19	新潟県阿賀野市畑江	43.4	1:16	
8	帰庫	20 13:09			新潟県阿賀野市金田町 5	10.5	0:22	

12月20日	06:00	07:00	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	00:00	01:00	02:00	03:00	04:00	05:00	合計	安全運転	50点
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----	------	-----



時間	距離 km
4:59:53	150.9
0:00:00	
0:00:00	
0:56:24	
0:00:00	
0:00:00	
0:04:19	
0:14:25	

道路区分	最高	減点
専用道	68	0
一般道	61	0

時間	回数	減点
0:00:00	0	0
0:14:04	1	15
0:00:00	0	0
0:00:00	0	0

道路区分走行距離 km	
一般道	137.1
市街地	0.0
高速道	0.0
専用道	13.8

反省点・今後の注意点	運行管理者所見	アルコール測定	評価	得点
		2025/12/20 06:22	B	85
		0.000 mg/l		
		2025/12/20 13:21	【燃費】 2.44km/L	
		0.000 mg/l		

鎌田恭央 初任研修

【実技】 3 回目

初任実技必須時間 20 時間

日時 令和7年12月22日 月曜日

乗車車両 新潟 230 い 358

指導者 生神 進

時間 14:10分~18:37分

走行時間 3時間 41分

累計時間 11時間 23分

株式会社新和旅行

(走行写真等)



2025.12.22 撮影者 片桐絵理子

鎌田恭央 初任研修

【実技】 4 回目

初任実技必須時間 20 時間

日時 令和7年12月23日 火曜日

乗車車両 新潟 230 い 358

指導者 生神 進

時間 13:37分~19:05分

走行時間 4時間33分

累計時間 15時間56分

株式会社新和旅行

(走行写真等)



2025.12.23 撮影者 片桐絵理子

鎌田恭央 初任研修

【実技】 5 回目

初任実技必須時間 20 時間

日 時 令和 7 年 12 月 27 日 火曜日

乗車車両 新潟 230 い 358

株式会社新和旅行

指 導 者 生神 進

時 間 6 : 29 分 ~ 11 : 30 分

走行時間 4 時間 10 分

累計時間 20 時間 06 分

(走行写真等)



2025.12.27 撮影者 片桐絵理子

鎌田恭央 初任研修

【座学】 1回目

初任実務必須時間 10時間

日時 令和7年12月27日 土曜日
場所 株式会社 新和旅行
指導者 長谷川美由紀
時間 13:30分~14:40分
14:50分~16:00分
内容 乗務員サービス規程・運行管理規程・整備管理規程・安全管理規程
実務時間 2時間20分
累計時間 2時間20分

(実務写真等)



2025.12.27 撮影者 片桐絵理子

鎌田恭央 初任研修

【座学】 2 回目

初任実務必須時間 10 時間

日 時 令和 7 年 12 月 28 日 日曜日

場 所 株式会社 新和旅行

指 導 者 長谷川美由紀

時 間 14 : 10 分 ~ 15 : 10 分

15 : 20 分 ~ 16 : 20 分

指導内容 1. 事業用自動車を運転する場合の心構え

2. 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保する為の遵守すべき
基本的事項①

4. 乗車中の旅客を確保するために留意すべき事項

3. 事業用自動車の構造上の特性

(※テキストチェックテスト済)

実務時間 2 時間 00 分

累計時間 4 時間 20 分

(実務写真等)



2025.12.28 撮影者 片桐絵理子

鎌田恭央 初任研修

【座学】 3 回目

初任実務必須時間 10 時間

日 時 令和 7 年 12 月 29 日 月曜日

場 所 株式会社 新和旅行

指 導 者 長谷川美由紀

時 間 8 : 20 分 ~ 9 : 20 分

9 : 30 分 ~ 10 : 30 分

指導内容 9.交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの
対処方法

13.安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

14.ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性の把握と是正

5.旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

6.主として運行する路線若しくは経路または営業区域における道路及び交通
の状況

10.健康管理の重要性

(※テキストチェックテスト済)

実務時間 2 時間 00 分

累計時間 6 時間 20 分

(実務写真等)



2025.12.29 撮影者 片桐絵理子

鎌田恭央 初任研修

【座学】 4 回目

初任実務必須時間 10 時間

日 時 令和 7 年 12 月 30 日 火曜日
場 所 株式会社 新和旅行
指 導 者 長谷川美由紀
時 間 8 : 30 分 ~ 9 : 30 分
9 : 40 分 ~ 10 : 45 分
指 導 内 容 11.異常気象における対処方法
7.危険予測の予測及び回避
8.運転者の運転適性に応じた安全運転
10.健康管理の重要性
12.非常用信号用具・非常口・消火器の取り扱い
(※テキストチェックテスト済)
実務時間 2 時間 05 分
累計時間 8 時間 25 分

(実務写真等)



2025.12.30 撮影者 生神 進

鎌田恭央 初任研修

【座学】 5 回目

初任実務必須時間 10 時間

日 時 令和 7 年 12 月 31 日 水曜日

場 所 株式会社 新和旅行

指 導 者 長谷川美由紀

時 間 13 : 10 分 ~ 14 : 10 分

14 : 20 分 ~ 15 : 30 分

指導内容 KYT = 危険予知トレーニング

(事故・ヒヤリハット : ドライブレコーダーを用いた危険予知トレーニング)

運行中にある「危険」を事前に見つけて対策する訓練

(どんな危険があるか・一番危険なポイントは何か・どう防ぐか・具体的行動)

貸切バスでは特に「事故防止・乗客の安全確保」が目的

(①乗降時の安全②発進・停止時の事故防止③車内事故防止④走行中の事故防止)

実務時間 2 時間 10 分

累計時間 10 時間 35 分

(実務写真等)



2025.12.31 撮影者 片桐絵理子